

避難解除区域等における県税の課税免除について

- 原子力災害における避難解除区域等内において、一定の施設又は設備の新設又は増設を行った事業者は、申請により法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの県税の課税免除を受けることができます。
- 適用を受けられるのは、以下の要件を満たす「既存事業者」と「新規事業者」です。

1 避難解除区域等

原子力災害による避難指示が解除された区域（旧緊急時避難準備区域を除く）及び特定復興再生拠点区域における施設等の取得が対象です。

2 対象事業者

既存事業者	新規事業者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示の対象となった区域内に、平成23年3月11日において事業所が所在していたことについて、<u>福島県知事の認定(※)</u>を受けた個人事業者又は法人 ※(窓口)各地方振興局県税部 ○ 対象事業・・・制限なし。 ※貸付を目的とする施設等を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」を作成し、<u>福島県知事の認定(※)</u>を受けた個人事業者又は法人。 ※(窓口)県北・県中・相双地方振興局企画商工部 ○ 対象事業・・・避難解除等区域復興再生事業(福島復興再生特別措置法施行規則第3条各号の事業)

3 対象となる施設等(①と②の両方の要件を満たす必要があります。)

- ① 施設等の新設を行った地域の避難指示解除日から7年を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに取得した施設等であること。
- ② 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に係る法律(震災特例法)による所得税又は法人税の課税の特例の適用を受ける施設等(機械・装置、建物・建物附属設備、構築物)であること。(中古でない施設等に限りませう。)

震災特例法による所得税・法人税の課税の特例の内容

- ア 機械・装置: 即時償却又は取得価額の15%の税額控除
- イ 建物・建物附属設備、構築物: 取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除
- ※ 震災特例法による課税の特例の要件については、最寄りの税務署にお尋ねください。

4 課税免除の内容

法人事業税	新・増設した施設等を事業の用に供した事業年度から5事業年度分
個人事業税	新・増設した施設等を事業の用に供した年から5年分
不動産取得税	新・増設した施設等である家屋及びその敷地である土地(土地については、対象家屋の垂直投影面積部分が対象となり、当該土地の取得から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限りませう。)

5 申請期限

法人事業税	事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告期限
個人事業税	事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日
不動産取得税	対象不動産を取得した日から60日を経過する日

※事業税は、2年目以降も各事業年(年度)ごとに申請が必要です。